

委員からの意見

平成19年8月10日

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会

中央環境審議会地球環境部会

目次

1. 第20回合同会合（7月25日 素案審議）における 委員発言概要	2
2. 浅岡委員からの意見	14
3. 及川委員からの意見	30
4. 大塚委員からの意見	31
5. 小林委員からの意見	32
6. 関澤委員からの意見	36
7. 馬田委員からの意見	38

第20回合同会合（7月25日 素案審議）における委員発言概要

○青木委員

- ・住宅・建築あるいは都市対策等についてはおおむねよい。
- ・国民運動について、環境省だけでなく各省が力を入れて行っていくことが大切。また、国民運動における地方の役割も重要なので記述すべき。

○浅岡委員

- ・電力の排出係数に京都メカニズムクレジットを反映させることについて、インベントリの根本的な内容を変えることにつながるので疑問。
- ・別紙の評価で②の「現行計画における対策効果が見込まれるもの」と位置づけられているもののなかには評価として甘いものが含まれているのではないか。現行対策で不足量が大きく、それに対して抜本的な削減対策が必要であるという視点が、長期的・戦略的な視点とともに必要。
- ・自主行動計画については、業種単位でなく事業者単位、事業所単位で目標を立てることや、目標を協定化していくこと、削減計画を提出させるなどの仕組みを入れるべき。また、原単位目標だけでなく、総量目標を加えるべき。
- ・国民運動、見える化については、家庭の中のことだけではない点をわかるようにして欲しい。工場や事業所の原単位やトップランナー機器の大型と小型の差等を見える化すること、また、大型化した製品を小型化していく取り組みも重要。

○浅野委員

- ・現行の目標達成計画の構成は良く考えられている。目標達成計画の25ページに掲載されている表5は全体の構成が良く理解できるように整理されており重要である。しかし本日の中間報告素案は、内容が整理されておらず項目の並び方も体系的でなく、さりとて重要な項目の順に並んでいるわけでもない。並べ方についてもう一度考え直す必要があるのではないか。
- ・目標達成計画では、対策が68、それを具体化する施策が241、そのうち法律に基づくものとされている施策は35、内訳をみると14が省エネ法、12がグリーン購入法にもとづくものとされている。基準を定めるとされる施策は3、フォローアップの仕組みを組み込むものとされるものが1つ、国が支援すると一般的に書かれている施策は36、補助金交付を明記した施策は14、税の優遇を明記したものは2、規制緩和が1、促進すると書かれているのは1である。これら列挙されているものの以外は具体的な施策の手法が明らかでない。これを埋めていくことが課題である。

- ・別紙の既存対策の評価の②について、事務局より今後コメントを付けたいとの説明があった。指標の中には対策や施策の定量的評価に止まっているものが多くあるが、それが削減量の評価に必ずしもつながっていないということが問題である。対策の進捗状況だけ取り上げられているのは問題ことは誤解を与えるおそれがある。
- ・また、我々は増減率のパーセントで物事を考えがちであるが、排出量の水準についてもあわせて明示することが重要。
- ・「業務その他」は、他の項目で含まれない雑多な項目の寄せ集めである。「その他」の寄与度は大きく、業務だけが悪者であると言い切れないかもしれない。
- ・個別の施策と国民運動を組み合わせてやらない限り効果が上がらないのに、施策の進捗状況だけが上がっているのは問題。一人一日1kgとあるが、何をやったら1kgになるのかが明らかでない。
- ・地方公共団体の役割、地域の役割をもっと具体的に分かるようにする必要がある。
- ・地球温暖化対策推進センターの役割は極めて重要だが、予算が減っている。更なる活用を図るのであれば財務省を動かして予算をつけることが必要。かけ声だけでは人は動かない。推進員は手弁当で活動しており、何らかの支援が必要なのではないか。

○猪野委員

- ・自主行動計画の目標設定について、最終的にはCO₂排出総量の削減を意識するという考え自体には異論はないが、経団連としては、各業種がそれぞれの業態を踏まえて自主的に目標を設定しているのが基本であり、例えば、電力業界の場合、販売電力量はお客様の電気の使い方、事情により増減するので電力会社が直接コントロールすることは出来ない。したがって、販売電力量あたりのCO₂の削減を目標として設定し、供給側での様々な対策を行っている。また、ヒートポンプ等の高効率機器の開発や普及を通じて、お客様サイドでのCO₂削減にも取り組んでおり、これらは結果として総量でのCO₂削減に寄与すると考えている。経団連としては、総量目標か原単位目標かに関わらず、供給サイドと需要サイドの両面の取り組み、更に国民運動とも連携して、CO₂削減に貢献したい。

○逢見委員

- ・自主行動計画については、縦割り行政の弊害がある。所管する省庁によって温度差がある。温度差なく同じレベルで取り組んでいく必要がある。温度差の違いを書き込んでもらいたい。遅れている業種にもっと取り組んでほしいとのメッセージを盛り込んでほしい。
- ・住宅・建築物については、現行省エネ法の説明をしているが、新しい対策として省エネ法を改正するつもりはあるのか。現行の記述では、現行省エネ法の枠内で行うとの印象